

○常総衛生組合情報公開・個人情報保護調整委員会規程

〔令和5年3月30日
常総衛生組合訓令第3号〕

(設置)

第1条 常総衛生組合情報公開条例（令和5年常総衛生組合条例第4号）に基づく公開の請求及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく開示、訂正等の請求に対する決定に当たり、適正かつ円滑な事務執行を図るため、常総衛生組合情報公開・個人情報保護調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 情報公開請求に対する公開、非公開等の決定の調整に関すること。
- (2) 前号のほか情報公開制度の運用に関すること。
- (3) 保有個人情報について開示、訂正又は利用停止の請求があった場合に、当該請求に対する決定の調整に関すること。
- (4) 前号のほか個人情報保護制度の運用及び推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とし、委員長に事務局長を、副委員長に総務課長又は施設管理課長をもって充てる。

- (1) 事務局長
- (2) 総務課長
- (3) 施設管理課長
- (4) 総務課長補佐
- (5) 施設管理課長補佐
- (6) 庶務係筆頭係長
- (7) 第一施設係筆頭係長
- (8) 水質管理係筆頭係長

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、そ

の職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、公開の請求に係る情報を作成し、又は取得した課の長からの要請に基づき、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。